

行政調査の概要

委員会名	生活産業常任委員会	調査期日	平成28年 10月12日～14日	調査先	岡山県高梁市 和歌山県橋本市 和歌山県和歌山市
参加者	委員長 関根 保良 副委員長 佐藤栄久男 委員 大河内和彦 横田 洋子 大内 康司 高橋 秀勝 理事者 鈴木 伸生（商工労政課長） 随 行 佐久間美貴子				

調査事項： 観光戦略アクションプランの取り組みについて（高梁市）

【高梁市の概要】

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| (1) 市制施行 昭和29年5月1日 | (2) 面積 546.99km ² |
| (3) 人口 32,137人 | (4) 世帯数 14,769世帯 |

1 高梁市観光戦略アクションプラン策定の目的について

高梁市は、市総合計画に位置付けた下記の方針を実現させるため、目標・指針と具体的な行動計画を「高梁市観光戦略アクションプラン」に定め、観光施策の取組を進めている。

○総合計画の展開方針

- ①観光資源の再発見と有効活用
- ②地域での観光振興活動を支援
- ③誘客体制を確立し、広域連携を進める

2 観光戦略アクションプランについて

観光戦略アクションプランは、4つの基本戦略の中に10の戦略プロジェクト、25の具体的アクションで構成されている。

○アクションプラン全体構成

⇒10の戦略プロジェクト（①～⑩）と25の具体的アクション

(1)個々の魅力づくりと受入れ体制づくり

- ①地域に眠る資源の発掘と磨きかけ
 - ・各地域の“お宝”発見とデータベース化
 - ・地域の魅力を伝える「高梁ものがたり」の編集
 - ・各地域ならではの特徴ある食・土産物の開発
- ②地域資源を生かした体験プログラムづくり
 - ・資源の磨きかけによる特徴あるプログラムづくり
 - ・プログラムの組み合わせによる着地型の旅行商品づくり
- ③持続可能な受入れ体制づくり

- ・ J R 西日本等の運輸事業者や旅行会社との連携による商品の流通化
- ・ 観光コンシェルジュ・まちづくり事業体の形成

(2) 地域間連携とネットワーク化

④ 高梁市の観光・交流のものがたりづくり

- ・ 他地域の魅力を知る～市民による観光・交流の実践
- ・ 「高梁ものがたり」観光モデルコースづくり
- ・ 隣接市町や備中地域での広域連携の実践

⑤ おもてなしの心づくり・環境づくり

- ・ 次世代の地域文化を担う人材育成とおもてなしの演出
- ・ 五感を活かしたバリアフリー観光の実践
- ・ 地域の魅力を伝達するガイドの養成とスキルアップ

(3) 交通環境整備と快適回遊の実現

⑥ 二次交通の充実化

- ・ レンタサイクルシステム・サイクリングコースの充実化
- ・ 観光周遊バス・観光乗合タクシーの充実化
- ・ (仮) 高梁めぐりパスポートの発行

⑦ 快適回遊のための道路環境づくり

- ・ 地域を安心して巡れる道路環境づくり
- ・ 安全・快適な巡り歩き環境づくり

(4) 一元的な情報発信とプロモーション

⑧ 情報の受発信の充実化

- ・ ポータルサイトの立ち上げ
- ・ 高梁ファンの開拓・組織化と情報発信

⑨ 地域イメージの発信・プロモーションの展開

- ・ 各地域の個性ある魅力・イメージの積極的な発信
- ・ 市全体のプロモーション展開

⑩ 品質管理の徹底と気品ある地域づくり

- ・ 定期的な顧客満足度調査の実施
- ・ クレーム情報の一元管理・共有化と的確な対応の実施
- ・ 各種取り組みをマネジメントする人材の育成・登用

3 取組の概要

(1) アクションプランの推進体制

推進体制は、全体の協働・連携・各種調整機能を担う「高梁市観光戦略アクションプラン推進協議会」において、取り組みに対する協議や情報交換、市との協議により必要に応じプランの修正、変更を行っている。また、4つの基本戦略に対する「戦略部会」を設け、具体的アクションを検討、実施している。さらに、地区別の観光まちづくりを推進するため、観光まちづくり重点地区として4地区（成羽・吹屋・宇治・高梁地区）に「地区別座談会」を設置し、各地区の課題の解決に取り組んでいる。

(2)アクションプランの目標年次

アクションプランは、10年先の地域の姿を見据え、5年先の目標実現に向け、今後5年間（平成25年度～29年度）の実施スケジュールと取組体制を設定している。

(3)アクションプランの達成目標

①観光客数の持続的拡大

・平成29年に観光客80万人

（平成23年60万人を基準に年4%の増加見込み）

②顧客満足度の向上とリピーターの獲得

③地域内滞在時間の延長

④消費拡大による市内経済効果の向上

・観光消費額 1人 日帰り 2,621円 → 5,000円

宿泊 20,111円 → 25,000円

(4)効果の検証

観光戦略アクションプランは、推進協議会がプランの効果や顧客満足度調査を実施しながら以下の項目の検証を行い、各項目の達成状況や顧客満足度調査結果によって必要な事業を追加するなど、3年毎を目途にプランの内容を見直し、予算の想定・確保など市当局と協議を行いながら着実に事業を展開している。



(説明をいただいた高梁市の担当者)



(高梁市視察研修の様子)

【質疑応答】

(佐藤栄久男副委員長)

Q：推進体制の中の市職員プロモーションメンバー24名はどのように選定しているのか。

A：市長からプロジェクトチームということで辞令を出している。観光課の職員だけでなく、いろいろな職場から元気のいい若手職員を選んでいる。本務とアクションプランは同等の扱いとし、職場長にも連絡を入れ出席してもらっている。当然、残業手当もついている。

Q：市が譲り受けた吹屋の民家とは。

A：山神社の正面にある民家を譲っていただいた。吹屋ふるさと村は銅とベンガラで栄えた。吹屋のベンガラは質が高く伊万里焼にも使われるベンガラであった。街並みも当時の町屋衆が統一的なものを作ろうと石州瓦で統一して、そのほとりにはベンガラを塗った。商人が住んでいた街並なので、大きな建物があり伝統的建造物保存地区となっている。

(大内康司委員)

Q：資料（主要観光施設等入場者数）中の「朝霧温泉ゆ・ら・ら」と「磐窟洞」の入場者数が無いのは、どのような原因によるものか。

A：朝霧温泉は、ふるさと創生により建設した公設民営の温泉施設で指定管理により運営していたが、指定管理者が変わり、近隣の町に類似施設ができるなどしたため、指定管理がうまくいかなくなり、やむなく閉鎖した。また、一方の磐窟洞は鍾乳洞であるが、落盤などで一般公開は危険なため閉鎖している。改修して再開する考えはない。

「備中松山城」の入場者数は、平成24年の41,875人から平成27年は94,441人と増加はしているが、お城と歴史をセットにした観光プランと見せ方が今後の課題である。

Q：高梁ist（たかはしすと）の活動の状況は。

A：登録（選定）は観光協会が行っている。高梁の出身者でも、縁があってもなくても興味のある方に登録してもらい、その方に観光名刺100枚と高梁istのバッチをセットで配布している。名刺を渡すついでに高梁市を知ってもらい、来てもらえるよう、高梁の宣伝をしてもらっている。現在約600の方が登録しており、年1回高梁istの集い、情報交換会を開いている。

(大河内和彦委員)

Q：“高梁ものがたり”の編集（観光ルート）は歴史探訪的なものなのか。また、ものがたり編集は委託ではなく地区別座談会など地域の力で行ったものなのか。

A：“ものがたり”という形ではっきりした旅行プランはまだ出来ていない。強いて言えば「方谷さんを訪ねて」がものがたりになるものである。縁の人物、縁の地をめぐるプランは、今後高梁市の回遊性につながると思われるのでこれから取り組んでいきたい。

(高橋秀勝委員)

Q：備中松山城の平成26年、27年の入場者数の増加は、何か仕掛けがあったのか。

A：お城ブームが背景にあると考えている。また、映画の関係などがあり天空の城（兵庫県朝来市の竹田城）から雲海ブームに火がついて、高梁も雲海がでることから、新聞、旅行雑誌などに働きかけを行った結果、徐々に取り上げられるようになった。NHKの番組（歴史秘話ヒストリア）で取上げられた。テレビの効果は大きいものがある。

Q：ボランティアの方々は高梁市で何名組織されているのか。

A：ボランティアガイドは有料でお願いしている。現在15人が登録しているが実働は5人程度。最近では外国人観光客も増えており、誘客も視野に入れて外国語対応のガイドも検討していく考えである。地元の大学生（留学生）のバイトも兼ねた形で観光ガイドの育成も出来たらと考えている。

Q：観光ガイドの範囲は松山城だけなのか。また、松山城の雲海の時期（シーズン）はいつ頃

か。

A：市街地周辺（全域）の案内が可能である。また、雲海のシーズンは11月から2月頃で、前日がしっかり晴れて、次の日の朝が冷え込むのが条件である。週のうち4～5日雲海は出ている。時間帯は、朝日の出位から10時頃までである。ライブビューカメラの設置も検討中である。

（横田洋子委員）

Q：地区別座談会での地区住民の声を市が取り入れるにあたり順位を付けているのか。

A：優先順位はつけていない。1市4町が合併しているので座談会は4町に1つあり、地域の取組には差があり並行して同じレベルではない。

Q：各観光地の道しるべを工夫しているのか。

A：ナビいらずの道路看板の整備に取り組んでいる。一昨年緊急雇用対策により市内を調査し、それをもとに観光案内看板の設置を進めている。備中松山城については2か国語表記での整備は出来ている。成果をもって地域を拡大していきたいと考えている。

市長が元観光課長であったことから、今高梁市ではトイレによるまちづくりに取り組んでいる。公衆トイレ、公共施設に最新式のトイレを設置している。当然多目的トイレも完備している。高梁市のイメージにつながっていくものと考えている。

（鈴木伸生商工労政課長）

Q：市の一般会計に占める観光予算の割合はどのくらいか。

A：商工費は686,814千円で、一般会計（24,520,000千円）の2.8%。観光予算は約2億円で0.8%である。

現在、産業観光課は職員が9名で3係（観光振興係、産業振興係、歴まち係）の体制となっている。

Q：観光資料の「絶景の風吹く たかはし」は市で作成したものか。

A：高速道路ガイドマップ付となっており、発行元が市観光協会連絡会、（一社）市観光協会となっているが、費用はネクスコ西日本が負担し作成したものをサービスエリアに配布し、その一部を市が取得して配布している。

【各委員の調査所感】

（関根保良委員長）

高梁市における取り組みは、地域資源を生かし観光客の増加を図ると共に来訪客の満足度向上のため、受け入れ側の意識の改革や人材の育成など具体的な取り組みを始めとし、地域住民の力を結集して活力と賑わいの創出を計るため努力されていた事は大いに見習う事であると思う。

我市においても牡丹園を始めとする四季を通じた催事があるが、その時だけで終わってしまう

ているように思う。

藤沼湖周辺にある温泉、宿泊施設の利用、民泊による年間を通じた農業体験の取り組みなど民間の協力を得ながら年間を通しての周遊コースの策定などにより、我市の観光が発展出来る要素が大いにあるように思う。現体制の見直しを考えては。

(佐藤栄久男副委員長)

今回初めて訪問した高梁市の第一印象は、ほんのりとした「田舎町」で心が癒される街と感じました。

話題の「天空の山城 備中松山城」をはじめ3か所の武家屋敷、吹屋の町並み、ベンガラ館等いろいろな観光地がある自然環境や歴史、文化に恵まれた市のようにです。

10年先の地域の姿を見据え、「5年先の目標実現」に向けて「観光戦略アクションプラン」を策定して実践しているとのこと。

○観光振興に向けた4つの基本戦略

- ①個々の魅力づくりと受入れ体制づくり
- ②地域間連携とネットワーク化
- ③交通環境整備と快適回遊の実現
- ④一元的な情報発信とプロモーション

○アクションプランの達成目標

- ①観光客数の増加
- ②顧客満足度の向上とリピーターの獲得
- ③地域内滞在時間の延長
- ④消費拡大による市内経済効果の向上

上記の戦略、目標達成に向けて市長が先導役となり、行政、関係団体、市民一丸となって観光事業に力を注いでいる組織体制作りをしているとのこと。

市の職員は、所属部署関係なくメンバーになり、市民は地区別の観光まちづくり推進組織（地区別座談会）に加入し、観光協会をはじめ民間事業者や各種団体と三位一体となって、観光事業活性化により地域の活力と賑わいの創出をはかり「協働」して推進。

特に今回の視察で感動した点は、

- ①市民が積極的に「観光事業」に取り組む組織、姿勢が充実していること。
- ②観光商品、お土産の開発を積極的に取り組んでいること。
- ③吹屋の街づくりに家屋等の提供等率先垂範して市民が協力していること。
- ④観光ガイド同士が積極的に交流、勉強会等の開催を通じ「質の高いおもてなしの心づくり、環境づくり」を展開していること。
- ⑤市内観光地の交通手段としての「観光タクシー、乗合タクシー、循環バス」等の整備、JRやテレビ、雑誌などと連携して推進をはかっていること。
- ⑥ファンクラブ（たかはしすと）の登録制度による「口伝い」の推進体制。
- ⑦地域ゆかりの「偉人」（稀代の藩政改革者 山田方谷）をNHKの大河ドラマ放映実現を求め全国100万人署名運動の展開。

当市も高梁市に習い、二人の「円谷」をアピールし新たなアクションプランを策定して「観光のまち 須賀川」を実現すべきと感じました。

私も微力ながら協力したいと痛感しました。

(大河内和彦委員)

地域資源の中に、歴史的建造物（備中松山城・吹屋ふるさと村）が観光の中心になっている。備中松山城は、現存する12城の一つで、雲海に浮かぶ「天空の城」と呼ばれている。吹屋には、吹屋小学校を中心とした当時の街並みが残されており、映画やドラマの撮影も行われている。しかし、主要観光施設等入場者数は平成16年の765,620人に対し平成27年は482,457人若干の落ち込みはあるものの、大変厳しい状況であると感じた。

須賀川市においては、地域資源の掘り起こしや一年を通じて観光客を呼び込める整備を進めていかななくてはならないと思う。

二人の円谷に加えて、豊かな自然（山・川・夫々にまつわる歴史）を活かした観光を考えるべきではないか。市全域の周遊ルートや交通手段、何より、地域の特性を活かした「食文化」の提供も併せての対策を講じていかななくてはならないと感じた。

(横田洋子委員)

本市の観光資源を活用しての通年型観光が求められているのではないかと。牡丹園、大桑原つじ園、松明あかしなどを中心にしての誘客を図ることと同時に牡丹園の四季折々の魅力の発信、芭蕉ゆかりの地、俳句のまち、「二人の円谷」、稲作やくだもの、きゅうり栽培の田園風景など誘客を図れる資源があり、四季を通じた生活のしやすさに市民の皆さんは、誇りを持っています。

しかし、これらを活用しての通年型観光地として目にみえる実施が図られていないことを残念に思っている市民のかたもいることから、高梁市の「観光戦略アクションプラン」について視察を行いました。

岡山駅からJR伯備線で1時間の高梁市は、吉備高原が東西に広がる起伏の多い町で、江戸から明治時代の町並み、寺院などが点在しており、それらが映画のロケ地になっています。

高梁市のアクションプラン実施にあたり、特徴的なことだと思えるのは、合併前の観光協会を地区別の座談会として残し、5地区それぞれの住民が自分たちの地区の施策を策定し、実施のために行政が500万円の予算措置をしていることです。これにより行政だけでは、気づけない地域の「観光お宝」が発見できるのではないかと考えられました。

観光、旅行では、その土地や近隣の食材を美味しく食したいというのも楽しみの一つです。歴史的観光スポットや交通が整備されていても「食」「土産物」がある程度の数が整っていないのは、満足度が満たされないと同時に消費額の増加につながらず、リピーター率の向上も困難と考えられます。

これらの所感を今後の委員会活動に活かしたいと思います。

(大内康司委員)

- ・現状として6項目の地域資源の概要過去から現在
- ・平成21年アンケート調査特性、7割以上県外個人旅が多い、7割以上初めてとマイカー利用、改善必要は街なかの休憩スポット、観光マップ、看板整備、土産の開発、魅力ある飲食店づくり等々。
- ・基本戦略の策定 10戦略 25 具体的アクション
- ・高梁市民等のファン開拓、高梁ist 認定制、商工会議所主導、バッジ、名刺

- ・ 地区別座談会 6 地区にて観光まちづくり
- ・ 推進体制、民間 30 人、行政支援メンバー 24 人
- ・ 年次目標 10 年先の姿を見据、H23 年実績 60 万人、H29 年に 80 万人に持続拡大、3 年毎の見直し実施等々
- ・ 平成 16 年から主要施設の中で指定管理者の経営不振で破産施設有り、磐窟洞入場危険につき廃止あり

(高橋秀勝委員)

1 年を通じて平成 16 年～27 年で 76 万～48 万と観光客が右肩下がりに減っている。その中で備中松山城は 2 万、3 万から 27 年は 94,000 と急激に増えている。松山城は 1 年を通じて入場者が増えている。

観光客の特性としては半数以上が歴史的な街並や建造物を、そして城・神社・仏閣を目的として観光客を増やすばかりが目的でなく、観光消費額をと！！それには高梁ならではの土産物開発や魅力ある飲食店づくりであるという説明。

アクションプラン策定の目的としては、市総合計画に位置付けた方針を実現させるための目標、指針と具体的な行動計画を定めている。

説明を受けて我市は通年の観光地がなく、高梁市の場合はほとんど備中松山城に集中で、観光ガイドなども、申し込みをして城ばかりでなく武家屋敷や市内全域を有料でガイドを行っている。

我市も牡丹園ばかりでなく、ウルトラマン関係の街づくりをスタートした事であるので、別の角度から考え、モニュメントばかりでなく、市民交流センターが完成を見ていよいよスタートかな、準備期間が今の時期ではないかと感じた。

そして、我市は神社仏閣など大変多い街なので、民間と協力して行政ばかりでなく高梁市の場合、市職員と 24 名と合わせ 54 名体制で、戦略部会として地区別座談会などを合併前の一市 4 町村で行っているという説明を受けて、我市も行政と観光協会ばかりでなく、大きく民間に輪を広げる事もと感じた。



(視察会場の高梁市役所にて)

調査事項： 企業誘致の取り組みについて（橋本市）

【橋本市の概要】

- | | | | |
|----------|-----------|---------|-----------------------|
| (1) 市制施行 | 昭和30年1月1日 | (2) 面積 | 130.55km ² |
| (3) 人口 | 64,593人 | (4) 世帯数 | 27,040世帯 |

1 橋本市の企業誘致

橋本市では、活力ある産業を育成し、若者が地元で就労し定住できるまちづくりを目指すとともに、雇用の場の創出を図るため、平成17年から企業誘致に積極的に取り組んでいる。

平成19年4月には、担当部署名を「企業誘致室」に改め、同年9月には「橋本市企業立地促進条例」を全面改正し、地方自治体でトップクラスの奨励金制度を設けた。

こうした中、企業誘致室は和歌山県や金融機関、総合建設業者などと連携を図り、誘致活動に重要な企業情報の収集を行っている。

情報を得た企業には、職員が橋本市の営業担当として企業訪問をするほか、市長自らがトップセールスを行うなど、地道な誘致活動を重ねている。

2 企業誘致の取り組み

○経緯

平成17年度 ・企業誘致施策開始

平成19年度 ・南海電鉄株の用地及びUR都市機構の用地を「紀北橋本エコヒルズ」と位置づけ

・和歌山県・南海電鉄株・UR都市機構・橋本市の4者にて連携を図り本格的に企業誘致活動を開始

・経済産業省より「企業誘致に頑張る市町村20選」に選ばれる。(12月)

平成24年度 ・南海電鉄株・和歌山県・橋本市の3者にて新たな工業団地造成に係る「基本協定」締結

平成27年度 ・新たな工業団地（第1次事業）に係る「細目協定」を3者にて締結

○誘致実績

①企業の進出

・進出協定締結企業は33社。そのうち操業済み企業は26社。

(プラスチック製品4社、金属・非鉄金属9社、化学工業7社、その他13社)

②京奈和自動車道の延伸等交通アクセスの向上及び内陸部の工業団地へのニーズの増大により誘致活動促進



(橋本市の駅前の様子)

○優遇制度

①奨励金

⇒ 固定資産税×60% (10年間)

②税優遇

⇒ 企業立地促進法・半島振興法・地域再生法に基づく減免制度

○取組み

①企業訪問の実施

⇒大阪や名古屋などへの交通アクセスが向上していることや奨励金制度など多くの利点をアピールし、橋本市への工場等立地をPRしている。

②誘致企業へのフォロー

③新たな工業団地の造成

⇒平成25年3月、和歌山県・南海電気鉄道㈱・橋本市の3者で(仮称)あやの台北部用地の企業団地造成に向けた基本協定を締結した。

平成27年3月に企業団地造成事業の基本計画を策定し、平成28年2月には細目協定の締結により、造成事業に取り組むことになった。平成31年度に造成工事の着手を予定している。

事業費は、約50億円を見込んでおり、橋本市は3者の事業費負担比率に応じ約16億円を出資予定。今後は、(仮称)あやの台北部用地の早期完成、早期分譲に努めていく。

3 これまでの誘致状況

企業の進出により、市内に雇用の場が増え、今まで地元で就職したくても雇用先がないために市外に流出していた若者が地元で就職できるようになり、職場と家庭生活を営む住居とが近接する「職住近接のまちづくり」が進んでいる。

平成28年4月現在、誘致企業・立地企業は33社となり、そのうち26社が操業を開始し、そこで働く従業員数は745人となっている。

また、操業を開始している企業で働く従業員のうち、308人は新規地元雇用者となっており、企業誘致による雇用の創出が効果として表れている。



(橋本市での視察研修の様子)

【事前質問事項に対する回答】

○地元企業との関わりについて（地場産業関連企業の誘致等）

- ・地元企業との取引先企業の進出実績あり。

※自動車部品製造の関係で、生産工程の効率化を図るため、地元企業1社、誘致企業2社のグループ集団にて進出。（未操業企業1社あり）

- ・誘致対象企業については、市外企業だけでなく対象要件を満たせば市内企業も誘致・立地企業とする。（市内企業の立地実績：3件）
- ・工場等の維持管理（用地の草刈り等）・修繕等について、市内企業を活用する等の関わりあり。
- ・先般、橋本商工会議所にて誘致企業及び市内企業等にて情報交換会実施。

○企業進出に伴う、地元雇用の状況及び人材確保について

- ・現在、進出協定締結件数：33社、そのうち、操業済企業件数26社。
- ・操業済企業の従業員数：785名（市内：451名、市外：334名）
- ・人材確保については、新高卒者求人との関係で市内及び周辺高等学校進路指導担当者と企業担当者との協議への同行及びハローワークへの相談に同行する等、人材確保に向けたフォローを実施。
- ・橋本市ホームページにて、新卒者向け採用情報の提供を実施。併せて、和歌山県が実施しているUIわかやま就職ガイドの情報等も掲載。
- ・現状、操業企業等の増加により、従業員の確保が課題となっている。

○企業誘致を支援する施策について

（転勤者に対して、単身ではなく家族で移住を考えてもらうような取組）

①企業向け施策

- ・企業立地促進奨励金制度及び税優遇制度

②従業員向け施策

- ・転入夫婦新築住宅取得補助金（補助金額：50万円）
- ・転入促進住宅ローン優遇（金融機関連携）
- ・乳幼児、小・中学生の医療費無料
- ・こども園及び子育て支援センターの充実
（勤務形態など個々の要望に応じた保育環境を選択）
- ・小中学校での完全給食を実施。
（子どもの健やかな成長をサポート及び地元食材を取り入れた食育の推進）
- ・マタニティタクシー利用料金助成事業（初乗運賃分610円券×24枚）

○今後の企業誘致の取り組みについて（企業誘致の優遇制度の見直しなど）

- ・進出協定締結及び用地取得済の未操業企業の早期操業の促進。
- ・操業済企業が円滑に事業を展開できるためのフォロー。
- ・新たな工業団地の分譲時期に合わせての既存奨励金制度の見直し（予定）等

○誘致企業向けの工業団地の整備について

- ・東日本大震災以降、内陸部の企業用地へのニーズ増大及び京奈和自動車道の整備が進む中、橋本市の企業誘致も順調に進んでおり、用地が枯渇化している状況。そのため、将来を見据えた新たな工業用地の確保が急務となっている。
- ・このことを受け、平成24年度より、橋本市内で大規模未利用地を有する南海電鉄㈱、和歌山県、橋本市の3者で用地開発について協議を開始し、平成25年3月29日付で開発に関する基本協定を締結し、事業の実現性等について調査・検討を続けてきた。

- ・その結果、企業進出の状況や事業の採算性から工業団地開発について3者の合意に至り、事業主体、事業費負担割合等を定めた細目協定を平成28年2月29日に締結することとなる。

(事業目的)

- ・ニーズの高い工業団地を開発し、企業誘致を更に推進することで、雇用の増大と橋本市の地域経済の活性化を図る。

(開発予定地)

- ・所在地：橋本市隈田町 / ・地権者：南海電気鉄道株式会社
- ・開発面積：第1次事業計画約84ha（全体計画約140ha）
- ・有効宅地面積：第1次事業計画約29ha（全体計画約64ha）
- ・現 状：山林 他

(事業概要)

- ・事業主体：橋本市
- ・事業形態：土地区画整理事業
- ・事業用地：南海電気鉄道が拠出
- ・事業費負担割合：南海電鉄36%、和歌山県32%、橋本市32%

【質疑応答】

(大河内和彦委員)

Q：商工会議所では誘致企業と市内企業との交流会を実施しているが、それに対する市の関わりについて。

A：橋本市と高野口町の合併時に調整がつかず一市の中に商工会議所と商工会の2団体が存在している状態である。商工会議所では企業が進出した際に企業を訪問し入会をご案内している。今回の交流会には市は関わっていない。今後は現地の進出企業とのネットワーク立上げが必要と考えている。

Q：企業誘致によるUターン者の増加人数について。

A：Uターン者数は把握していないが、雇用奨励金交付時の添付書類によると市外からの転入は41名である。

Q：操業企業26社の従業員785名の正規・非正規職員の内訳について。

A：従業員785名の内訳は、正規職員560名（地元258名、他から302名）、非正規従業員225名（地元193名、他から32名）となっている。

(横田洋子委員)

Q：県外の大学に出た人に地元で就職してもらうための就職ガイダンスは行っているのか。また内定者数は。

A：新入・新採用については今年は26名で、そのうち大卒者が3名である。新規創業の企業

では中途採用の形をとっており、軌道に乗った時点で新採用になっている。大卒のニーズを求めるほどの企業はまだまだで今後の課題である。

(高橋秀勝委員)

Q：平成17年度から本格的に企業誘致が行われているが、工業団地の用地買収は農地、山林等であったものか。

A：大きい土地で取得したのがJT撤退跡地の1.5haである。企業誘致として取得したわけではなく、JT用地についても安く手に入れて住宅で転売する計画をしたが単価で折り合わなかったことから企業誘致に変更した経緯がある。

Q：市内にあった企業が工業団地に移ったことはあるのか。

A：新たに進出いただいた車関係の企業が1社ある。

Q：橋本市でのJTの撤退はいつ頃か。

A：企業誘致が進出する頃には撤退を表明していた。JTに意見を聞きに行き、跡地利用についていろんな交渉をした。一部は開発公社が先行取得したが、大部分は民間企業に直接売却しスーパーセンターが整備されている。JT跡地は線路を挟んで北南という立地のため、商業としては成り立つ可能性はあったが、隣接地に家があって行政が施行する新たな企業団地には難しかった。行政が工業団地を整備する時はより以上の対策を必要とする。

(佐藤栄久男副委員長)

Q：企業誘致のためのアンケート調査の方法について。

A：企業年鑑や帝国データバンクから情報を購入して、その中から企業への誘致を行っている。大阪西部地域の中小企業に的を絞って、継続的に顔を出し積極的に訪問している。高速道路や新幹線など、幹線交通網が整備されていない所には大企業は進出しないので、初めから誘致の対象とはしていない。

(鈴木伸生商工労政課長)

Q：企業誘致のための企業室の組織体制について。

A：当初は3名からはじまり、400社訪問の時は10名まで増員し誘致を専門に対応してきた。現在は6名体制である。

Q：JT跡地の土地活用について。

A：企業の誘致については商業系、工業系の企業があり、建設用地の周辺の住人の同意を得てまとめることは難しいと考える。また、市が関わるとことで事業費が高くなることが課題である。物流は雇用の創出にはつながらないと考えている。財政的な負担も当然考えていかなければならない問題である。

【各委員の調査所感】

(関根保良委員長)

どこの自治においても、企業誘致に対しては熱心に取り組んでいる。今回調査を行った和歌山県橋本市は先進事例として大いに参考と成った。又担当課長が同行し情報の共有を図る事ができた事は、我市における企業誘致に対する理解と協力を得るため大いに役立つ事と思います。

橋本市における特徴ある企業誘致は、トップセールスはもちろんであるが年間を通じ専従の担当職員が 400 社をも訪問するなど、根気よく働きかけを行うなど、更には県との連携を取り敷地造成に対する経費等の支援を取り付けるなど我市にはない取り組みがなされており大いに参考とすべき点に思う。

県とタイアップが出来れば企業も安心度が高まり、積極的に成ると考えます。

(佐藤栄久男副委員長)

橋本市は、平成 17 年度から企業誘致施策を開始し、南海電鉄(株)の用地及びUR都市機構の用地を工業団地(紀北橋本エコヒルズ)と位置付けて、和歌山県、南海電鉄(株)、UR都市機構、橋本市の4者で連携して本格的に企業誘致をしてきたとのこと。

所管部署の企業誘致室は、県や金融機構、総合建設業者などと連携を図り、誘致活動にとって重要な企業情報の収集を行い、担当職員が営業担当として企業訪問、市長自らトップセールスするなど地道な誘致交渉をしてきたとのこと。

また、市外からの新規立地だけでなく、地元企業の増設を支援し、労働力の市外流出を防止しながら雇用の維持拡大を図っているとのこと。

企業の進出により、市内に雇用の場が増え、今まで地元で就職したくても雇用先がないために市外に流出していた若者が地元で就職できるようになり、職場と家庭生活を営む住居とが近接する「職住近接のまちづくり」が進んでいるとのこと。

「若者が定住できる元気なまち」を目指してを重点項目として、企業誘致施策に取り組んできた成果等があり、今では用地もほぼ完売とのこと。

現地視察では、小高い山の工業団地を案内いただきましたが、一山全部の開発ではなく無理のない開発で、自然の共有しているのが感心しました。

今回の視察で、

- ①市長自らトップセールスをし、アポなしで直接訪問していること。
- ②地場産業関連企業の誘致に際し、市外業者だけでなく対象要件を満たせば市内企業も誘致立地企業としていること。
- ③地元の商工会議所との誘致企業及び市内企業等にて情報交換会を実施していること。
- ④人材確保について、新高卒者求人との関係で市内及び周辺高等学校進路指導担当者と企業担当者との協議への同行及びハローワークへの相談に同行する等人材確保に向けたフォローを実施していること。
- ⑤転勤者に対して、単身ではなく家族で移住を考えてもらうような取り組み
 - ・転入夫婦新築住宅取得奨励金(50万円補助)
 - ・転入促進住宅ローン優遇(金融機関と連携)
 - ・乳幼児、小・中学生の医療費無料
 - ・こども園及び子育て支援センターの充実(勤務形態など個々の要望に応じた保育環境を選択できる制度)

- ・小・中学校での完全給食を実施（子供の健やかな成長をサポート及び地元食材を取り入れた食育の推進）
- ・マタニティータクシー利用料金助成制度（初乗運賃分 610 円券×24 枚）

⑥県との連携（出向制度の活用）

⑦Uターン、Iターン情報の活用（県が実施している）

⑧企業訪問件数 400 社（2 名一組体制）の実績

等が大変参考になり、当市の企業誘致事業に生かせればと思いました。

（大河内和彦委員）

大阪府南部の企業を中心に誘致の取り組みをしてきた。前市長の、月 1 回の企業訪問（アポ無）、ピーク時 10 名の職員体制による年間 400 社の企業訪問などにより平成 17 年度企業誘致施策開始後、33 社の誘致と 26 社の操業に至っている。

特徴的と感じたのは、大阪府南部の「中小企業をターゲット」にしたところと「トップセールス」です。連絡なしの訪問なので周りから揶揄されることもありましたが、橋本市に生まれ育ち、働き口がないため市外に転出する、第一線を退いてから地元に戻ることにより、福祉の予算が膨らむ。これを改善するには、労働者世代の転出を抑える必要があった。

誘致が順調に進んだのは、和歌山県・南海電鉄（株）・UR 都市機構との恵まれた環境があったにせよ、橋本市らしさを出した企業誘致が成功したと思う。

転入者向け施策に、住宅取得補助金や住宅ローン優遇などもある。当市においても、誘致に対しての職員体制を強化し、企業間ネットワークを充実させ、転入者施策にも積極的に取り組むべき。なにより、進出を決定するのは、受け入れ側の立地条件や助成金に加えて、来てほしいという「強い思い」が感じ取れるかどうかではないか。

担当課だけではなく、官民一体の対策が必要と改めて感じた。

（横田洋子委員）

視察前の情報として、市長のトップセールスが行われている事がクローズアップされていました。平成 17 年からの進出協定締結 33 社のうち 26 社が操業を開始しています。橋本市は、大阪府と南海鉄道で結ばれており、高層マンションや一戸建ての住宅もあり大阪のベットタウンの地域でもあります。この地の利を生かす施策として企業誘致で定住人口を増やすために企業立地促進奨励金制度のほか、転勤者を家族で移住を考えてもらえるような幾つかの施策があります。

◎住宅取得補助金 ◎住宅ローン優遇 ◎子どもの医療費無料 ◎子育て支援センターの充実 ◎完全給食 ◎マタニティータクシー利用料金補助など労働者への援助が充実しています。

4 か所の工業団地への地元企業の増設を支援し、市外への流出を防止する施策も実施しています。

企業団地造成にあたっては、南海鉄道や UR 都市機構の用地を和歌山県も連携した形で活用できた。これによって行政の財政規模以上の誘致活動が成功した大きな一因であるとの説明に堅実さを感じました。

雇用では、大卒者を求める企業はほとんどなく、今後企業の集積していく中身で大卒者を求めていく可能性があるかもしれないとの説明がありました。本市でも、大学や専門学校への進学で須賀川市を離れた若者が Uターンできる雇用の確保は課題です。

企業誘致室の職員が営業担当として継続的な企業訪問を地道に行える組織づくりができてい

ます。

企業誘致の実績と今後の見通しを数字で明らかにし、市の広報に掲載しています。多額の資金を使う事業ですので、市民の皆さんにお知らせすることが必要です。

以上のような点を所感とし、今後の委員会活動に活かしていきます。

(大内康司委員)

- ・企業誘致に限らず、地場産業の振興と人材確保によって競争力を高め、販路拡大促進を計る。
- ・従来からの農業特産品のブランド化を計り生産性の向上や後継者や多様な担い手の確保と環境づくりに取り組んでいる。
- ・企業誘致に頑張る市町村 20 選（平成 20）に認定され、市民がトップ熱意で自ら企業訪問、企業の要望にスピード感を持って対応、優遇制度（国、県、市）改正したり職員を専従させ企業訪問に力を注いでいる。
- ・大阪を中心に関西経済圏に近く、南海電鉄の住宅開発予定地の目的変更による用地の確保がスムーズに進められた等、好条件もあった。
- ・山有谷有の地形でも造制次第で整地が進められていた。

(高橋秀勝委員)

平成 17 年に企業誘致施策開始され、2 年後に南海電設(株)の用地及びUR 都市機構の用地を「紀北橋本エコヒルズ」と位置付け、経産省より「企業誘致に頑張る市町村 20 選」に選ばれた。

平成 24 年に南海電設(株)・和歌山県・橋本市 3 者にて新たな工業団地造成に係る「基本協定」締結。

優遇制度として奨励金固定資産×60%（10 年間）。

橋本市には小規模ではあるが 7ヶ所工業団地があり、企業誘致としては、時には市長がトップセールスで企業に直接顔を出し誘致に際して努力している。

感じた事は、橋本市の場合は、大都市大阪とは 40Km位と地理的にも有利な面があるのと、県が基本協定まで結び働きかけておる事が我市とのちがいと感じた。そして大手銀行やゼネコンまであいさつをしておるとの事。

我市も新たな工業団地を計画しておる。予定通り進められるように当局、予定地（地権者）が充分話し合い説明をし、予定通り計画通り進めるのが今の課題だと思う。



(視察会場の橋本市役所にて)

調査事項 : 花王エコラボミュージアム見学 (和歌山市 花王(株)和歌山工場内)

【わかやまの産業観光ガイドの取り組みから】

1 産業観光ガイドの取り組み

和歌山市(商工会議所)の取り組みの1つに「産業観光ガイド」がある。

産業観光とは、歴史的文化的に価値のある産業文化財(工場遺跡や古い機械器具など)、稼働中の生産現場(工場や工房など)、そこでの生産物(工業製品や工芸品、民芸品など)などを通して、モノづくりの心や地域の歴史にふれる観光形態であり、それらの価値や意味、面白さにふれることにより人的交流を促すものである。

現在、花王(株)和歌山工場をはじめ10数社の各分野の事業所において、この産業観光ガイドの受入れが行われている。

【花王エコラボミュージアムの概要】

1 花王グループのモノづくり

花王は「製品の安全性と高い品質を確保するとともに、環境負荷を低減していく」という製品開発指針にもとづき、原材料調達から開発・生産、運輸、使用、廃棄、リサイクルまでの全ライフサイクルを通じて、環境への影響や負荷を評価する「ライフサイクルアセスメント(LCA)」を実施して、環境配慮型製品・技術の実用化に取り組んでいる。

2 花王エコラボミュージアムの取り組みについて

花王のめざす、環境に配慮したモノづくり、原材料選びから、ごみに出すまでのすべてをエコロジー視点で考える、“いっしょにeco”を知る、体験する——地球環境と花王のエコ技術の情報発信ミュージアム、先端のエコ技術を体験する施設として開設したのが花王エコラボミュージアムであり、花王エコラボミュージアムでの経験や知識を家庭に持ち帰り、身近な暮らしの中で生かせる、さまざまな情報の提供を行っている。

3 花王エコラボミュージアムの見学

花王エコラボミュージアムでは、環境に配慮したモノづくりを紹介し、“研究の森”をイメージした空間を巡りながら、8つのテーマごとに毎日の暮らしの中のエコについて、展示物等を見ながら説明を受けた。

- (1)地球環境を考えよう ~ いま、地球ではなにが起きているの?
- (2)花王のエコデザイン ~ エコな製品って、どうやって生まれるの?
- (3)エコ家事ラボ ~ 家事をエコにするための、科学の力ってなに?
- (4)ごみに出すときのエコ ~ 容器が変わると、ごみはどれくらい減るの?
- (5)原材料をえらぶときのエコ ~ 石けんや洗剤は、ヤシからできるって本当?
- (6)製品をつくるときのエコ ~ 工場で、水はどのように使われているの?
- (7)はこぶときのエコ・お店でのエコ ~ 製品を運ぶ時のエコな工夫ってなに?
- (8)製品をつかうときのエコ ~ 暮らしの中でできるエコってなに?

【各委員の調査所感】

(関根保良委員長)

工場内に入り敷地の大きさには感動する。見学場所へはバスでの移動と成り、そこには小学生達も見学を訪れていた。

そこでは毎日の生活の中で使っている洗剤等にも地域の環境保全のため、温暖化対策や低炭素対策、温室効果ガス削減など商品の開発と共に取り組んでいる事は気付かなかった事であった。

企業ばかりでなく私達の生活の中でもエコドライブや食べ物を残さないなど、温暖化対策やCO₂削減などについて短い時間であったが考えさせられた見学と成った。

(佐藤栄久男副委員長)

今回初めて行政視察ではなく、企業見学させていただきました。

まして、生活用品特に石鹼、洗剤しかないのかと思いきや、「こんなものまで作っているのか」とびっくりの連続でした。

” いっしょにeco “を知る、体験する—— 地球環境と花王のエコ技術の情報発信ミュージアムを見学、体験してきました。

まず、はじめは花王製品の主原料である「界面活性剤」の原料「ヤシの実」について温室内を見学。アブラヤシやココヤシなどの紹介を受ける。

ヤシの種類が多さとフィリピン、マレーシアから輸入しているとのこと。

次に、地球環境を考えようのコーナー・ゴミに出すときのエコ・花王のエコデザインコーナー・エコ家事ラボコーナー・はこぶときのエコ・お店でのエココーナー・製品をつくる時のエココーナー・原材料をえらぶときのエココーナーなどいろいろなコーナーでエコ対策について勉強しました。

①CO₂排出量が増加し、地球温暖化対策について

②いのちとくらしを支える水の役割について

③生物多様性のもとに生き物のつながりや自然の恵みについて

④花王製品の歴史と環境に配慮したモノづくりについて

⑤容器を変えることによるエコ対策について

⑥より少ない水やエネルギー、原材料から製品を作る工夫や資源の再利用、廃棄物の削減など生産におけるエコへの取り組みについて

⑦製品を小さくしたり、積み方を工夫してたくさんの製品を運べるため輸送回数が減り、その時のCO₂も削減の実践について

⑧インクやタイヤなど全く違った製品づくりについて

などなど、日々研究し我々の生活に大事なものを作っていることに感動しました。

当市にも「花王」のような企業が誘致できればと思いました。

(大河内和彦委員)

花王和歌山工場の敷地の広大さとヤシの実が意外と多くの商品に使われていることに驚かされた。

環境に対する配慮もされていて、生産工程だけでなく、輸送時や使用する際、最後の処分に至るまで調査研究を徹底的に進めている。

利益重視だけではない、企業の責任を感じた。

(横田洋子委員)

地球温暖化防止は、世界的な喫緊の課題です。毎日の生活でエコを考えなければと思わない日はないのではないのでしょうか。一人ひとりが実践することとそれをバックアップする企業があることが温暖化防止への飛躍になると思います。そのような企業の取組を見学、体験できました。

パーム油を抽出するために熱帯雨林を伐採し、ヤシ畑をつくっていることで、生態系を破壊し私たちが便利な快適な生活を享受していることが良いはずではないと思っています。

花王エコラボでは、原料の一部であるヤシの品種改良、流通、製品の使い方、パッケージの改良、新しい原料としてパーム油に代わる藻類の研究などを解りやすく展示、説明をしています。企業のイメージアップにもつながり、花王ファンが増えることでしょう。須賀川の地元企業でも実施できるのではないかと思います。

(大内康司委員)

- ・花王(株)長瀬商店が発展 洗剤メーカーであり和歌山営業所は国内最大で本県近くの山形や栃木にもある。
- ・原料のパーム油はパームヤシの実や種子から得られ、インドネシア、マレーシアで生産1ヘクタールから4トン以上もとれて、大豆の10倍も取れ食料や洗剤に利用されている
- ・開発国の人口増による食糧不足に備えて藻の油脂生産の開発を行っている。
- ・環境負荷低減に取り組み節水効果を高め包装容器の軽減に努めている。
- ・修学旅行の視察で今年で70万人が訪れている。
- ・当市への訪問客を増加させる様な施策には今後の研究課題で有るが観光と結び付けて行くのは大変な事と思われる。

(高橋秀勝委員)

今回の委員会の研修で今までにはなかった研修をすることが出来て今後は民間の研修もと感じた。

花王といえば一口に洗剤と思っていた洗剤やシャンプーが原料にパーム油というパームヤシの実という植物が使われているとか。人間1日2300も水を使用され、そのうち70%が生活用水で必ず洗剤やシャンプーなどを使う。

そういう中で節水にもつながる原料に使う物をきれいな水に排水する研究など、一般の方や小中学生などへ環境負荷の低減の説明を行っている。

製造や物流などのモノづくり、水や電気などの環境負荷を減らす事を花王は開発されている。大変初めて知った事が多く実のある研修であった。



(花王の施設見学)

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成 28 年 10 月 5 日 ～ 7 日	調査先	静岡県袋井市 三重県伊賀市
参加者	委員長 生田目 進 副委員長 相楽 健雄 委員 溝井 光夫 広瀬 吉彦 丸本 由美子 鈴木 正勝 理事者 須田 勝浩 (長寿福祉課地域包括ケアシステム推進室長) 随 行 藤田 輝美				

調査項目 : フッピー健康ポイント事業について (袋井市)

【袋井市の概要】

- (3) 市制施行 平成 17 年 4 月 1 日 (新袋井市誕生)
- (4) 面積 108.33 km²
- (5) 人口 87,174 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
- (6) 世帯数 32,761 世帯 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

1 フッピー健康ポイント事業 (健康マイレージ制度) について

袋井市は、平成 22 年 5 月 16 日に市制施行 5 周年を機に日本一健康文化都市宣言を表明し、健康づくりをしやすい機運の醸成、健康づくりの動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を目指している。

平成 19 年度から全国に先駆けてスタートしたフッピー健康ポイント事業 (健康マイレージ制度) は、金銭的インセンティブの付与により生活習慣への動機づけと定着化を目的とする健康づくりの取組状況を記録するとポイントが貯まる制度である。貯めたポイントは、公共施設利用券や民間の登録サービス券と交換できたり、幼稚園や学校等に寄付することができたりと、地域貢献することができる。

2 事業取組の経緯

○平成 5 年 11 月 3 日 旧袋井市において「日本一健康文化都市宣言」を表明

「健康文化都市」とは、

心と体の健康はもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和するなど、人もまちもすべてが健康で、この地に暮らすみんなが、郷土に対する“誇り”と“喜び”を感じ、生活の向上と地域の発展を志向していくまちのことです。

健康文化都市を実現するためには、共生・協働・交流をもって、みんなで人づくりとまちづくりに取り組むことが必要であり、高い志の下に、明確な目標を持ち、自らが胸を張って誇れるまちを築くため“日本一”を掲げます。

すべての人々がこれを共通の理念として、後世にまで受け継いでいくこととします。

「健康文化」とは、

健康づくりをしやすい機運の醸成、健康づくりの動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を促し、健康づくりが人と人、人と社会をつなぎ、人やまちを幸せにすることを理念として、健康づくりを市民運動化、文化としようとするものです。

- 平成 18 年度 「健康チャレンジ!!すまいる運動」がスタート
平成 18 年 3 月袋井市健康づくり計画策定を契機に、市民運動を展開。
すまいるカードに健康づくりの実践を記録し、表彰式で団体・個人を表彰。
- 平成 19 年度 「健康チャレンジ!!すまいる運動」に“健康マイレージ制度”を導入
取組をポイント化して、公共サービス券と交換。
- 平成 22 年 5 月 16 日 市制施行 5 周年を機に、新市として同宣言を表明

3 健康マイレージ制度の種類

(1) 大人

- ・対象：市内在住・在勤・在学の 18 歳以上の方（中学生を除く）
- ・実施期間：7 月 1 日～11 月 30 日（5 か月間）
- ・参加方法：すまいるカード、e-すまいる
- ・取組内容：①運動、②食事（or 禁煙）

(2) 子ども

- ・対象：市内の幼稚園・学校等の園児・児童・生徒
- ・実施期間：6 月 15 日～7 月 14 日（1 か月間）
- ・参加方法：すまいる手帳
- ・取組内容：①健康づくり（食育）、②一日一徳

4 健康マイレージ制度の工夫した点

- 平成 19 年度 自治会表彰、私の健康法、我が社の健康づくりなどの表彰を実施
- 平成 20 年度 幼稚園や学校等へのポイント寄付制度の導入
- 平成 21 年度 携帯電話のインターネット・メール機能を活用した「e-すまいる」の導入
ポイント交換メニューに民間のサービス券を登録制で追加
- 平成 23 年度 食育推進と家庭の食卓改善を意図したすまいる手帳の改良（摂取野菜チェック）
- 平成 25 年度 ポイント交換メニューに「野菜いっぱいマーク表示店」共通お食事券の導入
「e-すまいる」を活用した健康情報提供サービスを実施
- 平成 26 年度 ポイント交換メニューに静岡県の「ふじのくに健康いきいきカード」を導入
お友達紹介制度の導入（前年度未参加の方に健康マイレージ制度を紹介し、
参加につながった場合、紹介者にポイントを贈呈）
- 平成 27 年度 本課主催の運動教室と連携させた参加継続・体力向上ボーナス付与
特定健診や人間ドック、がん検診等の受診者へのボーナス付与
共食推進を意図したすまいる手帳の改良（共食実施数チェック）
- 平成 28 年度 取組を「運動」と「食事」の 2 つに限定（ウォーキングを廃止）
1 ポイントの価値を UP し、2 円→3 円に（大人のみ）
健康づくりの意識を高めるためのボーナスポイント付与
e-すまいるの入力簡素化

5 利用者の状況

(1) 参加者数 (単位: 人)

	H19年度	H21年度	H27年度
大人 (15歳以上)	1, 104	1, 631	1, 846
[内e-すまいる利用者]	—	218	716
子ども (中学生以下)	659	7, 485	9, 219

(2) 参加者の年代構成 (H27年度、対象: 大人、単位: 人)

15~20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代~	不明
155	523	406	225	293	161	56	27

6 平成27年度 of 取組状況について

(1) ポイントの付与及び使用状況

- ・参加者1人当たりの発行ポイント数: 294ポイント
- ・申請率 (申請者数/参加者数): 74.5%
- ・ポイント使用率 (使用ポイント数/発行ポイント数): 85.6%
- ・使用ポイント数の構成比: 59.9% (利用券交換)、40.1% (ポイント寄付)

(2) 各種サービス券との交換状況

- ・風見の丘、袋井・浅羽B&G海洋センター、袋井体育センター、サンライフ袋井施設利用券 (50円/枚): 644枚
- ・袋井・愛野駅前駐車場利用券 (100円/枚): 324枚
- ・炭焼きレストランさわやかのお食事券 (500円/枚): 259枚

7 健康マイレージ制度事業費について

(単位: 円)

	H27年度 (決算)	H28年度 (当初予算)
報償費 (サービス券、ポイント寄付)	1, 644, 394	1, 700, 000
需用費 (消耗品費、印刷製本費)	928, 998	667, 074
役務費 (通信運搬費、手数料)	164, 000	311, 765
使用料 (e-すまいる使用料)	648, 000	648, 000
計	3, 385, 392	3, 326, 839

【質疑応答】

(生田目進委員長)

Q：市内の事業所など協賛いただいている企業は、増えてきているのか。また、業種としてはどのような業種が人気であるか。

A：ポイントと交換できるサービス券は、毎年、年度当初の募集をかけて、希望する事業所と契約し、提供（利用券の買取り）をしている。1、2年に1団体くらいのペースで増えてきている。人気があるのは、飲食関係と図書カード、クオカードなどの金券で、身近なもので自分が使えるというものが人気である傾向がある。業種については、市内の温泉施設、飲食店、花など、最近では、リラクゼーションなど新しいものが入ってきている。中には、利用されないのではないかと思われる業種もあるが、事業所の名前を出すことによって、広告の効果、協力しているというイメージがあるというメリットがあるということで、利用されなくても申請される事業所もある。

Q：ポイント交換してサービス券を利用した後の精算方法はどのようになっているか。

A：事業所の商品券を市で預かり、希望者に配る。配った分の商品券の金額を事業所に支払うという方法が、ほとんどであるが、利用券の中の「野菜いっぱい!!共通お食事券」については、市が券を配付し、券を使用した店舗が市に請求して、市がその店舗に支払うという方法をとっている。この2通りの方法により精算している。

(溝井光夫委員)

Q：市内の学校や幼稚園が参加しているようであるが、これは当初から参加しているのか。

A：2年目か3年目からである。

Q：学校や保護者が協力することに対して、苦労したことはどんなところか。

A：学校が参加すると、参加者が大きく増えることになる。現在、学校の参加は、9割近くであるが、事業当初は、学校はあまり協力的ではなく、半分くらいであった。

この事業では、健康づくりの推進をしており、当時、教育委員会では、徳育を勧めたいという動きがあった。そこで、協力して取り組むこととし、お手伝いをする、挨拶をするという徳育の部分と健康づくりの食育の部分を一緒に合わせて取り組むこととなった。現在は、学校で配付・回収・集計もやってもらっている。教育委員会の推進の部分と協力して取り組んだということが、たくさんの参加をいただいていることにつながっていると思われる。

Q：参加者の年代構成を見ると、30代、40代の参加が多いが、子供が参加することとその保護者が参加するということに影響しているのか。

A：子供が参加しているということで、大人も意識するようになり、中には、学校のPTAグループで参加しているところも見受けられる。

行政視察資料の資料4、4ページ9番の山梨幼稚園を見ていただくと分かるように、ここの幼稚園のポイントがずば抜けている。これは、園児の数によるものではなく、保護者も含めて皆で取り組もうとしていることの表れであると思う。

(丸本由美子委員)

Q：健康マイレージ制度に期間を設けた経緯についてお伺いしたい。

A：予算執行の関係により予算が付いてから、印刷、周知、配付することとなる。はがきを出して、集計し、利用券を配付して、精算することによるためである。

子供たちには、夏休み前の1か月間に親子で集中して取り組んでもらうことによって、習慣をつけ、夏休みもお手伝いをしたり、食生活に気を付けたりということで続けられるよう、夏休み前の1か月の短期という期間を設けている。

Q：幼稚園・学校の取組ということで、子供が取り組むことによって、それをきっかけにその親御さんが参加するということにつながっているのか。

A：子供たちの取組が6月から始まる。大人の方にも一緒に取り組んでもらえるように学校で大人用のパンフレットも一緒に配って参加を募って、促している。

学校のPTA会議などでの説明依頼があり、参加について説明することもある。

Q：生涯学習への取組として公民館活動なども行っていると思うが、課を超えた形での連携体制、普及に対する各課をまたいだ取組体制はどのようになっているか。

A：事業について知ってもらうことが大事である。事業の導入当初は、自治会に全戸配付してもらい、自治会ごとに競争させ、優秀なところを表彰するという取組を実施していたが、2、3年すると自治会の負担も大きく、大変になり、中止することになった。

現在は、生涯学習と連携して、公民館においてもらったり、健康づくり推進室に普及をお願いしたり、産業振興とも調整し、市内の企業へ紹介をしたりしている。

(生田目進委員長)

Q：共働き、核家族が増えている中、すまいる手帳に「ありがとう」という言葉をかけようとか「家族と一緒に食事をとろう」という取組があることによって、変わってきたなと感じることはあるか。

A：子供に対する取組は、始まってから5年になる。初めの3年間は、「野菜を食べよう」という目標で「食べた野菜に丸を付けよう」という取組をしていた。現在の取組は、2年目になるが、この取組による具体的な成果は見えていない状況である。ただ、実施状況を見ると、丸を付けているところが多くなっているようで、心がけがあるという推測はされる。

(鈴木正勝委員)

Q：単年度事業として予算化しているようであるが、毎回、参加しようとする企業があれば、自動的にになっているのか。

A：市内に大塚製薬の袋井工場があるが、そちらでは事業所ぐるみで取組を行っており、全従業員が取り組んでいる。会社の中でも成績の良い人にはプレゼントをしたりしているようである。また、ヤマハ事業所でも健康づくりの取組をしようという機運が高まっており、この事業とセットで推進してもらっている。関心が高まっている状態にあると思われる。

Q：着実に実績が伸びており、評価が高いと思われるが、具体的にはどのくらいまで計画をもって継続してやっていく予定であるのか。

A：やり方を変えて、工夫して取組、毎年、少しずつ伸びている。最終的に3千人、4千人くらいまで伸びれば良いなと思っている。制度も変えて、より参加しやすい方法、負担の少ない方法、どうやったらできるかという方法を考えながら、改善していければと思っている。

Q：行政視察資料の資料4、2工夫した点について、の中の「平成19年度自治会表彰、私の健康法、我が社の健康づくりなどの表彰を実施」となっているが、具体的にどのような方法で表彰されたのか。

A：表彰は3年目くらいで終わっている。自治会連合会の総会などの場で表彰し、その取組を市の広報に載せていたようである。ただ、毎年継続して取り組んでいくと、自治会の皆さんから配付したり、声かけをしたりするのが大変だという声が出て、自主性に任せた方が良いのではないかということで終わってしまった。現在は、公民館の事業に参加した人や前年度この事業に取り組んだ人にパンフレットを配付して周知しているという状況にある。

Q：袋井市健康づくり計画概要版に示されているお達者度の基準、指標について。

A：静岡県が算出している指標である。厳密に言うと、65歳からの平均自立期間ということで、各年代の65歳以上の死亡者数と介護にならない人の割合から算定式で算定するものである。健康寿命の算定方法のひとつということで有識者会議のもとで提言されている算定方法でもある。健康寿命というと、県や政令指定都市が公表しているが、市町村レベルでは出ていないことから、ここでの指標は、このお達者度を使用している。

(広瀬吉彦委員)

Q：事業費の推移を見ると、費用の面で人件費が入っていないが、事業にかかる経費についてはどのようになっているか。

A：正規職員としては、健康づくり課健康企画室の小山主任主査がほかの業務と兼務して職務を行っており、他に嘱託職員1名がいる。嘱託職員については、健康マイレージの業務が7、8割程度で、主に記録表の入力作業、ポイント交換による商品券の発送を行ってもらっている。

Q：報償費が増えると事業費が増えるということになると思われるがその点についてはどうか。

A：平成27年度については、健康運動をする人たちを増やしましょうということで増やす手段としてポイントを使用する取組であればということで、スポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業に該当し、国の補助金を300万円交付してもらっている。平成27年度は20団体が該当し、平成28年度は27団体が該当しているが、平成28年度については、申請したが該当しなかった。

(生田目進委員長)

Q：健康づくりについて市民の方が取組をしたことによって、国民健康保険を使わなくなったというような表れや感じることはあるか。

A：直接的な要因になるかは、不明だが、特定健診の受診率が増えたことが挙げられる。また、1人当たりの医療費が県平均より2万円ほど低くなっている。

【各委員の調査所感】

(生田目進委員長)

袋井市は、静岡県西部に位置し、東海道新幹線や東名高速道路など主要交通機関が横断し、豊かに広がる田園地帯と茶畑を要し、極めて平坦な地域である。

人口：87,174人、世帯数：32,761世帯で、県内35市町村中、人口増加率が第1位である。平成27年1月1日現在の普通出生率は、人口千人当たり10.8人で、県平均の7.7人より3.1人上回り、平均年齢も43.5歳で県内2番目に若い街である。

また、高齢化率も22.1%で県平均を5.5%下回っている。(本市は、25%超)

本市と比べ、働き盛りの人が多い街であることと農を活かしたまちづくりに積極的であることが羨ましい。

今回の行政視察の目的は、委員会が取り組む所管事務のうち「すかがわ健康づくりポイント事業」と「地域包括ケアシステムの構築」について、2項目に絞り、調査をするものである。

はじめに、袋井市のフッピー健康ポイント事業(健康マイレージ制度)については、日本一の健康文化都市を目指して、平成5年に日本一健康文化都市宣言を表明し、平成19年度から本格的に導入し、10年目を迎える事業である。

金銭的インセンティブの付与により、正しい生活習慣(運動・食)への動機づけ支援とその定着化を目指し、健康づくりをポイント化し、貯まったポイントを公共施設利用券や民間の登録サービス券と交換、あるいは、幼稚園や学校、市の基金等へのポイント寄付を通じて、社会貢献できる制度である。

具体的には、市内在住、在勤、在学の18歳以上の方と市内の幼稚園、学校等の園児、幼児、生徒を対象とした取組で、大人は、7月1日から11月30日までの5か月間と子どもは6月15日から7月14日までの1か月間を対象に、運動や食事、禁煙等の実績を「すまいるカード」や「e-すまいる」で参加する仕組みである。

また、子どもたちは、「すまいる手帳」の記録によって、食育(健康づくり)や徳育(一日一徳)を推進し、ポイントを貯める事業である。

市内大手企業の従業員の登録などもあるが、周知方法については、自治会等の協力によって実施し、各自治会での参加者数を競争させ、表彰制度を取り入れるなどして、普及拡大を図っている。

本市も、現在、ふくしま県民パスポート事業に参画し、「すかがわ健康づくりポイント事業」として、昨年の6月から取り組んでいるが、本市も、市民総参加による健康意識の高揚が大きな課題である。

袋井市のこれまでの参加者の推移は、年々増加傾向にあるが、特に子どもの参加者が増えている。

また、参加者数の少ない50歳から60歳代を増やしたいとしている。(平成19年度1,104人が、平成27年度1,846人と年々増加傾向である。)

本制度の実施状況から分かることは、毎年度、参加者数の増加を図るため、ポイント交換メニューの新たな導入やボーナスポイントの付与など工夫する取組による本事業への積極性を伺うことができると感じた。

平成27年度、大人のポイント付与及び使用状況は、参加者1人当たり発行ポイント数は、294ポイントで、申請率74.5%、ポイント使用率85.6%である。(利用券交換59.9%、ポイント寄付40.1%)1ポイント2円換算で「すまいる報奨金」、1,083,014円で、当初予算額は、

約 3,326 千円で、人件費は別途計上である。

(相楽健雄副委員長)

本事業は、市民が健康意識を高め、健康で生き生き生活が出来るよう、そして、和を持って、市民生活が送れるよう考えた事業であると思えた。

また、健康づくりには、運動系とか食事系などがあり、ポイントは、加入の紹介、運動教室への参加、健康診断の受診などポイントも異なり、健康が大事な施策。

キャッチフレーズは、参加しよう、記録してポイント貯めよう、お得がいっぱい、ポイント使おう、と市民への呼びかけでありました。

(溝井光夫委員)

須賀川市では平成 28 年度から初の試みとして「健康づくりポイント事業」が始まり、県が実施している「ふくしま健民パスポート事業」と連動しての実施となったが、一部の年代や女性に偏った結果になるのではないかと危惧していました。

このたび静岡県袋井市において、「フッピー健康ポイント事業」として平成 19 年度から実施している健康マイレージ制度を視察しましたが、この制度を始めたいきさつは、平成 5 年 11 月に「日本一健康文化都市宣言」を表明し、高い志の下に明確な目標を持ち、自らが胸を張って日本一の街づくりを掲げたことによることを聞き、スタートからの高い理念に驚きました。

袋井市が掲げる健康推進事業の体系においては、生活習慣病と介護予防を進め、全国的な課題となっている健康寿命の延伸のためにも、その動機付けの一つとして「フッピー健康ポイント事業」が掲げられていますが、事業発足後の 2 年目から保育所・幼稚園・小中学校などへ対象年齢を広げたことが、幅広い年齢層に関わってもらえる結果となったのではないかと思います。

子どもが関わればその保護者・家族へ、また先生や事業関係者まで男女を問わず波及効果があること、現に公立・私立を問わず多くの保育園・幼稚園・小中学校などが参加し、年代別に見てもその保護者である 30 歳代・40 歳代が全年代別比較で、高い参加率であることが証明されていたのである。

さらにはポイントを幼稚園や小中学校などに寄付することができ、ポイントに応じた市からの報奨金により、子どもたちのための備品購入などに役立てることができるシステムは、市民が健康づくりの習慣と郷土愛を深める、一石二鳥の事業ではないかと感じました。

袋井市の取組を参考に、本市においても積極的に事業展開ができるよう提言していきたいと考えています。

(広瀬吉彦委員)

世界一の長寿国と言われる日本であるが、いかに健康長寿を維持できるかが課題であります。

しかし、なかなか健康を意識した取組が実践できないのが現実ではないでしょうか。そういう意味では、袋井市の日本一健康文化都市宣言を表明し、そのことによって、市民全員が理解を示し、健康づくりに結びついていくことと思います。

マイレージ制度は、健康な人のメリットとして、社会に還元、貢献することで、さらに心の健康にも役立つものであると思う。

高齢化社会が目前に迫り、いかに福祉面での経費を削減していくか問われているが、給付を

少なくしたり、保険料を増額することではなく、意識の改革にも力を入れるべきと思う。

(丸本由美子委員)

袋井市は、平成 19 年度より健康マイレージ制度として、「フッピー健康ポイント事業」に取り組んでおり、「日本一健康文化都市宣言」を、合併を経た中で、新市として平成 22 年 5 月に表明しています。健康づくりをポイント化することにより、正しい生活習慣への動機づけ支援とその定着化を目指す目的として、実績を積んでいる自治体の取組を学び、本市が始めた事業の今後の展開に大いに役立つ研修となった。

学ぶべき点は、実績状況の記録が簡易で、カードで○・◎でのポイント加算が出来ること、ポイントプレゼント特典の展開、ポイント交換における多様な選択（公共施設利用券、民間登録サービス券、幼稚園・学校へのポイント寄付）、幼児から小中学生向けのすまいる手帳発行など、市民誰もが気軽に生活を見直したり、日々の生活の中で心がけられるシステムとなっていることは、大変興味を持つこととなった。

また、事業を展開するに当たり、専属の嘱託職員を 1 名配置していることで、事業推進体制として確立させている。

課題としては、自治会活動を通しての更なる普及、活用の推進や企業との連携、各課各種の事業との連携が浮かび上がってきたように分析できた。

平成 19 年度から、実施されてきた事業ですが、毎年施策のあり方を工夫するなど、細やかな事業ではあるが、目的達成や「日本一健康文化都市宣言」の実践の本気度が見えたように感じられる研修となった。8 年経過で、ダントツに目に見えるような実績が現れなくとも、市民への意識づけを根気強く行うことによって、成果が表れてくるのではないかと思うに至った。

(鈴木正勝委員)

袋井市では、「～日本一健康文化都市を目指して～」を宣言し、健康づくりを市民運動化、文化にしようとするフッピー健康ポイント事業の経緯や概要についての説明を受けました。

経緯については、袋井市が平成 19 年度に全国に先駆けて始めた「健康マイレージ」の実施状況や 10 年間で工夫した点の取組についてを踏まえ、平成 28 年度からは、使いやすさ・ポイント交換品の拡充と共にお得なボーナスポイントを設け、家族や職場、仲間同士での健康づくりへ、名前を「フッピー健康ポイント事業」に変えて実施しています。

特徴として、健康づくりの実践をポイント化し、さらなる健康増進へ公共施設利用券と交換、まちの活性化へ民間の登録サービス券と交換、地域貢献・教育環境の充実へ幼稚園・学校へポイント寄付の制度となっており、平成 28 年 7 月 1 日現在、市内 24 の企業が協賛、平成 27 年度のポイントによる寄付の実績として、1,083,014 円が幼稚園などで活用されています。

自分自身の健康づくりと共に、家族、学校、職場、企業での様々な取組により事業の進展を図っていくことが重要であり、当市での今後の取組に大変参考になりました。



(袋井市 研修の様子)



(袋井市 視察会場「総合健康センター (はーとふるプラザ袋井)」前にて)

調査項目：地域包括ケアシステムの構築について（伊賀市）

【伊賀市の概要】

- (1) 市制施行 平成16年11月1日（1市3町2村合併）
- (2) 面積 558.17 km²
- (3) 人口 94,274人（平成28年3月31日現在）
- (4) 世帯数 39,595世帯（平成28年3月31日現在）

1 伊賀市総合計画・再生計画について

基本構想：平成26年度～おおむね10年

第一次再生計画：平成26年度～平成28年度

第二次再生計画：平成29年度～平成32年度

第一次再生計画において、「医療・地域福祉の連携」が重点プロジェクトとして掲げられている。

「医療・地域福祉連携プロジェクト」でめざす成果として、

- ① 市民が求める安全・安心な救急医療体制の確立
- ② 地域完結型医療体制の構築
- ③ 伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿の提示

具体的な取組として

平成26年度：複合的な相談内容へも迅速対応できる福祉総合相談のしくみの実践

平成27年度：新たな地域課題を施策検討につなげるしくみをつくり、個人、地域の課題に応じた支援基盤を検討

平成28年度：伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿の提示

2 伊賀市のまちづくりの特徴

伊賀市は、平成16年11月に1市3町2村が合併し誕生したが、合併時に、「自治基本条例」を制定し、条例で、自治会、ボランティア、市民活動団体や地域の事業者などが主体となったまちづくりを行う“住民自治”が位置づけられた。その後、おおむね小学校区単位に“住民自治協議会”が自発的に設置され、277あった自治会が、38の住民自治協議会にまとめられた。合併後は、住民自治協議会を単位とした地域支援、地域福祉活動支援を行うこととし、市は、住民自治協議会が自ら取り組む活動方針や内容を定めた「地域まちづくり計画」を尊重している。

市町村合併当時は、自治会・区、住民自治協議会のそれぞれを、“地域の窓口”としていたが、平成23年度から、住民自治協議会を、“地域の行政窓口”としている。

また、住民自治協議会と市が協定を締結することにより、住民自治協議会では、①市内のすべての地域で行っていただく共通した業務の実施（例えば、委員等の推薦、広報等の配布・回覧など）、②行政が行うよりも「効率的」「効果的」な業務の実施を行うことになっている。

これまでは、行政から自治会・区に補助金などが交付され、別に住民自治協議会にも交付金が支出されていたが、平成23年度からは、地域包括交付金として住民自治協議会へ一括交付されることとなった。

「住民自治協議会（自治協）」とは

- ①地域を良くするために、地域住民により自発的に設置される組織（38自治協）
- ②規約をつくり、代表者を民主的に選ぶなどの要件がある
- ③市長の諮問機関、市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関に位置づけ
- ④諮問権、提案権、同意権、受託決定権が付与されている
- ⑤自由に参加できるが、とりわけ自治会が中心的な役割を果たすことが期待されている

3 伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムの姿は、「第3次伊賀市地域福祉計画」で示されている。

「第3次伊賀市地域福祉計画」

計画期間：平成28年度から平成32年度までの5か年

計画の性格：①地域福祉と地域包括ケアシステムを一体的にまとめた計画

②社会福祉にかかわる横断的・包括的計画

③社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の方向性をまとめた社会福祉の総合的な計画

4 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

○平成24年度【保健・医療・福祉分野の連携検討会の立ち上げ】

地域福祉計画に関する諮問機関（伊賀市地域福祉計画推進委員会）が設置する「専門部会」として、“保健・医療・福祉分野の連携検討会”を立ち上げた。

- ・設置目的：医療ニーズのある人が住み慣れた地域で生活し続けることができる仕組みづくり
- ・構成メンバー：伊賀医師会（会長、副会長、理事）5人、市立上野総合市民病院（院長）1人、病院（医療ソーシャルワーカー）2人、伊賀名張地区訪問看護ステーション連絡協議会（代表者）1人、行政（健康福祉部長）1人 など16人
- ・会議開催回数：平成27年度10回（会議4回、事例検討会5回、意見交換会1回）

○平成25年度【自助・互助・共助のしくみづくり】

公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、地域における個人や地域の生活課題に対して、地域の中での支え合いなどの仕組みにより、課題解決を図るための協議の場（地域福祉ネットワーク会議）づくりを住民自治協議会単位ですすめている。

地域の状況に応じて、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げを支援するとともに、第4層（自治会や区）での活動を行うための検討の場の設置も支援している。

平成25年度からは、市が社会福祉協議会へ委託している。

“地域福祉ネットワーク会議”（住民自治協議会単位に設置）

- ・ 構成員：住民自治協議会、自治会、地域企業、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係者

“地域会議”（自治会単位に設置）

- ・ 構成員：自治会長、民生委員・児童委員、住民自治協議会福祉部会委員など

平成 28 年 4 月現在、38 自治協のうち、18 自治協で“協議体”が設置されているが、その支援を行っているのが、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター（介護保険制度で位置づける生活支援コーディネーター、平成 28 年 4 月現在：12 名）である。

“地域福祉コーディネーター”

安心生活創造事業（平成 21 年～平成 23 年国のモデル事業）をきっかけに、地域支援機能を高めるため、社会福祉協議会で“エリア担当者”として導入したものである。

平成 26 年度には、統括エリア担当者を設置し、チームによる地域支援体制とした。

平成 28 年度からは、組織見直しも行い、組織的かつ専属的な地域支援体制となっている。

事前に住民自治協議会の地域データを分析する中で、その地域にあった協議の場（地域福祉ネットワーク会議）づくりなど、地域の課題解決に向けた取組のへ支援を行っている。

○平成 26 年度【福祉総合相談体制の構築】

高齢化が進む中で、2025 年問題への対応や複雑化する市民の抱える生活上の課題への対応を行うため、生活圏での相談支援体制の充実や複合的な相談内容に関する庁内調整機能の導入など、“福祉総合相談体制”を実施している。

福祉総合相談体制での主な取組

- ①地域包括支援センターの増設：1 施設から 3 施設へ増設し、地域包括ケアシステム構築を見据えた福祉相談窓口機能の強化
- ②福祉相談調整課の設置：複合的な相談内容に関する庁内調整機能の強化
- ③医療福祉政策課の設置：医療政策、福祉政策を一体的に推進するための体制強化
- ④行政と社協の役割の整理：個別支援（行政）と地域支援（社協）の機能整理と連携強化

【質疑応答】

(広瀬吉彦委員)

Q：地域福祉コーディネーターとして、社会福祉協議会の方が相談を受ける際の個人情報に対する取扱いについては、どのようになっているか。

A：地域福祉コーディネーターの方に対して、個人情報を公開している訳ではなく、地域支援を行ってもらっている。社会福祉協議会では、個別支援は行わず、相談があった場合は、市につないでもらっている。相談内容が細かくなると、社会福祉協議会の方では対応できなくなる。市内3か所にある地域包括支援センターが市直営でやっているの、相談の1次窓口となっている。

Q：共助の部分で何かをやらうとすると、民生委員や町内会長などが相談を受けても、対策のしようがないこともある。このような場合はどのようにされているのか。

A：ケースバイケースで市職員が入って対応することもある。民生委員への情報の開示は難しい部分がある。市内部の協議段階ではあるが、医療福祉政策課が民生委員の担当窓口であるため、市の関係各課から情報を集めて情報共有を図ろうということを検討しているが、なかなか難しい部分である。

(溝井光夫委員)

Q：12の提案の冊子の中の12ページ、13ページの「地域包括ケアシステムの姿」の概念図について、子育て支援や子育てサークル、障がい者支援などあらゆる年代層の方を対象としての支援となっているが、市の組織から考えると縦割りの支援となりがちであるがこのような支援体制となった経緯について。

A：相談があった場合、内容を聞くと、個人を見ると高齢の問題だが、家族を見るといろいろな問題が関わってきていることが多い。「だれもがいがでしあわせにくらしつづけるための12の提案」の冊子の中の123ページから検討内容について掲載させているように「地域包括ケアシステムの姿」の概念図を作成するにあたって、131ページにあるように支援体制について、縦割りの計画を横軸で考えた場合を検討し、整理を行った。143ページからの相談支援から見えてくることということで“見える化”をそれぞれの分野で整理する中で、全年代からの地域包括ケアを検討すべきということになった。

(鈴木正勝委員)

Q：全国的に地域包括ケアシステムを構築するにあたっては、病院を糧に取り組んでいるところが多いが、上野総合市民病院との関わり、連携についてはどのようになっているか。

A：今回の地域包括ケアシステムの姿については、福祉側からの視点で示している。地域包括ケアを考えた場合、在宅生活をどのしていくかという部分と入院などの病院側のサポートの部分がある。医療との関わりという視点からは、多職種の保健・医療・福祉分野の連携検討会を核としながら、議論しつつ、進めている段階である。

Q：社会福祉協議会との連携について、社会福祉協議会は別組織であるが、お願い及び協議については、どのようにされたか。

A：話し合いをさせていただいた中で分野分けをしながら、協議を積み重ねていった。

Q：38 住民自治協議会になったとなっているが、エリアの考え方について。地域力を考えた場合、公民館を中心にエリアを形成することが多いが、ゾーン形成という形をとる中で住民自治協議会がどのような形で連携体制をとっているのか。

A：自治会を統合したというよりも、昭和の合併時の旧町村の単位が主なところになって、生かしているものである。それが、小学校単位となっている。ゾーンについては、生活圏でつながりが強いところなどを勘案し、3つのゾーンとなった。

Q：住民自治協議会では、地域まちづくり計画を策定して活動しているのか。地域福祉ネットワーク会議が47%設置されているということだが、開催の推進についてどの程度力を入れているのか。

A：地域まちづくり計画については、各自治協で計画を立てている。現在は、見直しの段階にある。地域まちづくり計画を立てる段階で、福祉分野のサポートということで地域福祉ネットワーク会議を設置してもらっている。

(相楽健雄副委員長)

Q：277 自治会から小学校区単位の38 住民自治協議会になったということで、補助金、交付金について比較したときの経費のかかり方、メリットについて。

A：合併前にあった自治会を何とかまとめなければならないということで、自治協を全地区立ち上げるということになったときに、補助金をいったんまとめて、さらに上乘せした上で、38 自治協に割り振った。その変わり、自治協が主体となって自由に事業に取り組んでくださいということにした。自治会長への報酬も自治協になってからはなくなった。

(丸本由美子委員)

Q：福祉、医療、地域づくりを含めて総合的にコーディネートして取り組んでいて素晴らしいと思う点がたくさんある。行政がきちんとコーディネートして取り組んでいるようであるが、地域の課題として人材育成、人材確保など、どのように作り出しているのか。

A：上野総合市民病院が在宅医療後方支援病院としての認可を受けている。また、地域医療支援病院として、病院と地域の診療所が患者の紹介などについて連携を深めている。行政も含めて良い関係を築けていると感じている。

Q：社会福祉協議会に配置されている地域福祉コーディネーターの資格などの要件はあるのか。

A：免許・資格要件は、特になく限定していないが、社会福祉士の資格を持っている方が多い。以前は、社会福祉協議会の職員は、エリア担当者として地域を決め、他の業務も担当しつつの対応となっていた。地域支援について、地域の課題を見つけ、良いところを伸ばしていく支援をできるよう話し合いをもっている。

(須田勝浩推進室長)

Q：医療、介護、多職種連携、地域づくりがポイントになってきていると思われる。

自治基本条例が制定され、10年経過した中で、自助、互助に対する理解、地域の支え合いなど住民自治の受け入れ方や考え方がどう変わっていったか、影響について。

A：地域づくり、まちづくりの推進には少なからず影響があったものと感じられる。予算や制度にも限りがある中で、粘り強く理解していただくこと、気づいていただくことである。自治協により温度差はある。

(生田目進委員長)

Q：子育て支援、障がい支援などいろいろなものについて総合的に取り組まれているが、その中でも一番の課題であったことはどのようなことか。

A：組織的には、縦割りに横割りを取り入れるとか多職種のネットワークを設けるということは、可能なことであるが、組織を変えても会議を設けてもそれを動かすのは人であるため、その意識の問題が大きな課題であると思う。

(丸本由美子委員)

Q：認知症に対する取り組み、ケアパスの普及について。

A：認知症の高齢者増えてきている現状にある。27年10月に認知症高齢者の初期集中支援チームを立ち上げ対応している。認知症に対するサポーター養成講座として、ジュニアサポーターということで小学校の子供たちに教えたり、地域に出向いたりもしているが、自治協議会単位での取組はまだである。目指すところは、養成講座によりサポーターを増やし、そのサポーターが自分の地域でサポーターを増やしていければと思う。

認知症のパス、介護高齢福祉課で作成したチェックシートにより自分または家族によりチェックしてもらい取組もしている。



(伊賀市 研修の様子)

【各委員の調査所感】

(生田目進委員長)

三重県伊賀市は、人口：93,999人の街で、平成16年11月に1市3町2村が合併し、誕生したのである。合併時には「自治基本条例」を制定するなど、市民各層や地域事業者が主体となったまちづくりを行う住民自治が位置づけられた。

さらに、小学校区を単位とする「住民自治協議会」が自発的に設置され、まちづくりの礎となった。

合併前は、277の自治会組織であったが、合併後は、地域住民が自発的に組織する、38の「住民自治協議会」として、組織改編し、現在に至っている。

さらに、伊賀市の高齢化率は、本年8月末現在、31.04%であり、本市より高齢化率が進み、2025年問題は、同じくする悩みの行政課題である。今回は、当委員会が重要課題として取り組む地域包括ケアシステムの構築について、先進事例に学ぶため、伊賀市を選び、行政視察を行うものである。その内容は、次のとおりである。

伊賀市は、平成26年度に総合計画を策定し、第一次、第二次再生計画を受けて、行政だけでなく、市民や自治組織、市民活動団体、企業等が連携・協力してまちづくりを行うための地域経営の計画として位置づけ、医療・地域福祉の連携が重点プロジェクトになっている。

3年間を目標とする第一次再生計画には、①市民が求める安全・安心な救急医療体制の確立、②地域完結型医療体制の構築、③伊賀市が目指す地域包括ケアシステムの姿を提示の3点を重点施策とする内容である。特に、3点目の地域包括ケアシステムの姿は、第三次伊賀市地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）で示されている。

社会福祉協議会が策定する計画と一体的にまとめた社会福祉の総合的な計画である。特に、素晴らしい取組は、介護・医療・福祉の一体的な取組はもちろん、子育て支援、障がい者支援、高齢者買物支援など、市民生活における全ての分野での取組である。縦割行政を解消し、関係部署が横断的に取り組み姿を読み取ることができた。これらは、本市も今後の取組の中で導入すべき姿であるため、委員会として、これらの調査結果を参考に提言してまいりたい。

伊賀市の取組は、年度ごとの計画の目標値を定め、特に、①自助・互助・共助の仕組みづくり、②行政・社協・法人の役割整理、③新しい福祉総合相談体制の実践、④新しい地域福祉推進体制の実践などの取組や、さらには、保健・医療・福祉分野の連携検討委員会の立ち上げや地域包括ケアシステム構築に向けた実践など具体的に進めていることが参考となった。

また、福祉交通システムの構築や社会福祉法人連絡会を設置し、取り組んでいる。特に、保健・医療・福祉分野の連携は、医師会や市立総合病院、歯科医師会、薬剤師会、病院、社会福祉法人、訪問看護ステーション連絡協議会、県ケアマネ協会伊賀支部、社会福祉協議会、行政を構成メンバーとする連携を図り、会議を重ね、市民福祉の向上に努めていることは素晴らしい。

さらには、住民自治協議会単位に設置された地域福祉ネットワーク会議を通して、課題を共有し、医療・介護・生活支援など多様化する市民ニーズに応えている姿がとても印象的であった。

(相楽健雄副委員長)

目的は、市民が主役となったまちづくりを進める。

1、住まいとして

住みやすい、社会資源を活かしたまちづくり
障がい者が自立した生活を目指す住まいづくり

2、福祉総合相談

支援センターの機能、相談支援

3、地域予防支援、日常生活支援

予防活動支援、資源活用した支援体制の構築

4、地域医療として

ビジョンの検討、医療介護の連携体制強化

5、福祉施策

高齢化、少子化、人口減少への対応、多職種連携
自助互助機能の強化、行政・社協・法人・事業者の連携

6、健康づくり、健康寿命の延伸

以上のような取組、非常にまとまっていた。

(溝井光夫委員)

2025年問題を見据えた対応として、全国的に進められている「地域包括ケアシステム」の構築は、少子高齢化・人口減少社会における限られた財源と人材の中でどのようにシステム化していくか、おそらくどの市町村でも、自分たちの自治体の器に合った取組をしているのではないかという思いがあります。

今回の伊賀市での視察で分かった須賀川市との大きな違いは、高齢者のみならず障がい者や子どもなど、すべての市民に必要な時に必要なサービスを提供できる仕組みを目指していることではないかと思いました。

それは高齢者がいる世帯でも子どもがいたり障がい者がいたり、子育てや障がい者への支援も複雑に関係しているからとの説明でしたが、それぞれが縦割りで動いていたのでは、様々な状況に対して柔軟に対応できないため、納得がいく説明でした。須賀川市においても高齢者のみのシステムではなく、拡大の方向性を模索しているとのことですが、今回の視察内容は大いに参考にすべきと感じました。

また、サテライト2箇所を含む地域包括支援センターは36人の職員体制で運営しており、社会福祉協議会と社会福祉法人から在籍出向し、市職員と合わせ専門職が充実した体制となっていることなど、参考とすべき内容が多いと感じた視察でした。

今回の視察で学んだことを本市においても積極的に活かせるよう、提言していきたいと考えています。

(広瀬吉彦委員)

全国的に地域包括ケアシステムの構築へ向けて動き出しているが、その施策形成に向けて、地域支援、個別支援を有効に機能させるための検討がされているが、どこまで連携が図れるのかと思う。

その課題の一つには、個人情報の保護によることによって、どこまで、だれが情報を共有し、いざという時に、組織図のシミュレーションのように対応ができるのか、その課題も並行して検討すべきではないかと感じたところである。

(丸本由美子委員)

伊賀市での研修は、現在日本全国の自治体で突きつけられている「少子、高齢化、人口減少への対応」について、分析や将来像を分析することで、求められている地域包括ケアシステムの姿として、「医療・地域福祉連携プロジェクト」で行っていることは大変興味関心を持つことが出来た。

特に、住民自治のあり方を試行錯誤の中から、平成 16 年の合併を契機に、小学校区単位に「自治協議会」が自発的設置。平成 23 年には、地域の行政窓口として、地域包括交付金が交付され、地域の実情に合わせた、優先課題に取り組んでおり、感心させられた。そのことが基礎になり、地域包括ケアシステム構築に、地域の連携、それを支える専門職と配置活用が満遍なく計画に示されていた。

それらは、地域医療・生活支援・住まい・高齢介護サービス・障がい者支援・子育て支援に及ぶ。

実践の報告を聞き、まとめられた資料などから、先進地研修として、実際には、地域を包括的に、安心して暮らすことのできるまちづくりには、各分野の相談体制の強化や専任職員の配置など、保健医療福祉分野の専門家との連携をコーディネートする役割を明確にしていくことではないかと感じた。広範囲な課題があるが、須賀川市における地域包括ケアシステムの構築に、大いに参考にすべきことが示された研修となった。

また、推進途中という伊賀市の今後の地域包括ケアシステムの構築を今後も、関心を持って調査を継続してきたいと考える。

(鈴木正勝委員)

伊賀市地域包括ケアシステムは、地域の力、専門機関の力、地域と専門機関を結ぶ機能の 3 つの機能強化で市全体をネットワークで結ぶことを目指しています。

地域の力では、平成 16 年 11 月の 1 市 3 町 2 村の合併時の「自治基本条例」を策定し、条例で、おおむね小学校単位に「住民自治協議会」が位置づけられ、277 自治会が 38 の住民自治協議会として実践され、地域の力がアップされている。

専門機関の力では、平成 24 年度から保健・医療・福祉分野の連携を図るため、専門部会として連携検討会が設置され、医療ニーズのある人が住み慣れた地域で生活し続けることができる仕組みづくりに着手し、平成 28 年度は、在宅患者の薬の管理の仕組みづくりに取り組んでいる。

地域と専門機関を結ぶ機能では、平成 25 年度から福祉総合相談体制の構築へ向け、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政の役割を示し、福祉交通システムづくりや伊賀市社会福祉法人連絡会の立ち上げと共に、平成 28 年度から社会福祉協議会の組織の見直しが行われて

います。

特に、あらゆる分野での重層的な支援として、7つの安心として施策がまとめられ、①子育て支援、②障がい者支援、③高齢・介護サービス、④住まい、⑤健康づくり、⑥生活支援、⑦地域医療、について、各々の重点施策が設けられています。

今後の須賀川市の取組目標として、「住民自治協議会」や社会福祉協議会の組織の見直しなどの必要性、さらに、子育て支援や障がい者支援を盛り込んだ総合的な地域包括ケアシステムの構築へ大変参考となる行政調査でありました。



(伊賀市 視察会場「伊賀市役所」前にて)